

# Say NO to Violence against Women

## “女性に対する暴力に「ノー」と言おう” キャンペーン

11月までに100万人の署名を目標

### どんなキャンペーン？

“女性に対する暴力に「ノー」と言おう”は、女性に対する暴力を根絶するために、インターネットを使ってグローバルに展開されているキャンペーンです。ユニフェムが組織するこのキャンペーンは、女性に対する暴力を根絶するために声をあげ、世界中の政府に対してこの問題を最優先事項とするよう求める人たちの運動の高まりを示すために企画されました。賛同する人たちが、民衆の支援の声としてインターネットに署名し、行動を求めるのです。このキャンペーンは、国連のバン・キムン事務総長の掲げる同じ問題でのキャンペーンへと発展していきました。

### なぜこのキャンペーンを？

女性と女兒の3人に1人が、生涯のうちに、殴られ、セックスを強要されるなど、さまざまな虐待を受けています。このようなことは止めさせなければなりません。暴力を受けない人生はすべての女性の権利なのです。

### 誰が先導役？

ユニフェムの親善大使ニコール・キッドマンがキャンペーンの代表者として先導しています。

「私は暴力や虐待を受けた女性や女兒たちの声をあげることに力を尽くしています。だからこそ私はこの重要なキャンペーンに真っ先に署名をしたのです。どうぞあなたのお名前を私の名前に加えて、女性に対する暴力に「ノー」と言ってください。犠牲者たちに彼女たちが一人ではなく、私たちが力になれることを知らせようではありませんか」

——ユニフェム親善大使ニコール・キッドマン

### 目標：

1. 女性に対する暴力を根絶するための国際デーに因んで、2008年11月25日までに、100万人以上の署名を集めること。この日にユニフェムは国連バン・キムン事務総長に署名簿を手渡す予定です。2007年11月26日から始まったキャンペーンに、現在までに22万人が署名をしています。
2. 女性に対する暴力の根絶に向けて行動を起こし、そのためのプログラムに資金を集める、とりわけ、ユニフェムが管理する国連女性に対する暴力撤廃信託基金用を集めることに対して広範囲な民衆の支援を実証すること。

### あなたの署名は以下のことに役立ちます

- このように公に署名することで、市民が女性に対する暴力の根絶を重要な懸念事項であり、その解決の支援を認めていることを各国政府に知らせる。
- 女性の被害者たちが、自分たちが一人ではなく、自分たちの大義があらゆる場で支援者たちの声で取り上げられていると知るのが重要であることを証言する。
- メディアやインターネットでこのキャンペーンの存在が知られることで、女性に対する暴力の根絶が解決可能な問題であるという強力なメッセージを伝える。
- 民衆の支援によって、被害者に対する計画やサービス、ユニフェムの管理する国連女性に対する暴力撤廃信託基金への資金の必要性が重視される。
- 一人ひとりの署名によって、暴力根絶が最優先事項であるというメッセージを世界中の人たちが伝えたがっていることを明確にさせる。

## 女性に対する暴力——その実態

*女性と女兒に対する暴力はあらゆる大陸、国、文化の中で、衰えることなく続いています。女性の生活、家族、社会全体に著しい損害を与えています。多くの社会はこうした暴力を禁止していますが、現実にはあまりにも頻繁に行われ、しかも隠蔽され、巧妙に赦されています——2007年3月8日、バン・キムン国連事務総長の言葉*

女性に対する暴力は、世界的に流行する問題であり、世界中の女性の少なくとも3人に1人がその生涯のうちに、殴られ、セックスを強要されるなど、さまざまな虐待を受けるとされています。私たちが今日知っている最悪の人権侵害であり、人生を台無しにさせ、社会を傷つけ、発展を阻害するものです。

統計から、女性に対する暴力が社会や健康に及ぼす恐ろしい結果が浮き彫りにされています。15歳から44歳までの女性では、暴力が死亡や心身の障害をもたらす最大の原因となっています。1994年の調査に基づく世界銀行のデータによれば、この年齢層の女性が直面する10のリスク要因の中で、レイプや家庭内暴力は癌、自動車事故、戦争、マラリアよりも高い比率になっています。また、女性に対する暴力とHIV/エイズとの関連性の高さを示す調査結果もいくつかあります。暴力を受けた女性はHIVに感染するリスクが高いのです。南アフリカの女性1,366人について調べたところ、パートナーに殴られたことのある女性はそうでない女性と比べてHIV感染の割合が48%も高いという結果になりました。

女性に対する暴力の経済的費用もかなりの額に上ります。2003年アメリカ疾病予防センターの報告では、アメリカにおける親密なパートナーによる暴力の費用だけで年間58億ドルに上るとされています。直接の医療及び保健サービスに41億ドル、それによる生産性の損失は18億ドルを数えました。女性に対する暴力は個人、家庭、地域社会の貧困を招き、各国の経済的発展を阻害するのです。

1996年、国連総会は国連女性に対する暴力撤廃基金を設立し、その管理をユニフェムに委ね、この基金は暴力と闘うための地域や国家の努力を支える唯一の基金供与メカニズムとなりました。1997年以来、同基金は115ヶ国の女性に対する暴力に取り組む263件のプログラムに1,900万ドル余りを供与してきました。

### 家庭内暴力と親密なパートナーによる暴力

世界中で、女性がこの種の暴力から安全に守られているという国はありません。2005年にWHOが行った調査によれば、バングラデシュ、エチオピア、ペルー、タンザニアでは50%以上の女性が親密なパートナーからの肉体的、性的な暴力を受けたことがあり、エチオピアでは、その数字は71%という驚くべき多さになっています。家庭内暴力の件数が女性の20%以下であったのは日本だけでした。世界中にわたるいくつかの調査によると、殺人による女性の死者の半数が現在のあるいは元の夫あるいはパートナーに殺された事例です。自分の知っている男性に銃殺され、殴られ、焼かれたりして殺される女性が多いのです。サンパウロで行われた調査では、妊娠可能な

年齢の女性の死者の13%が殺人によるもので、そのうち60%がパートナーに殺されていることがわかりました。

国連事務総長の『女性に対するあらゆる形態の暴力についての調査』によると、2006年までに89カ国が何らかの形で家庭内暴力を法律で禁止しており、60カ国に家庭内暴力を取り締まる法律があり、女性に対する暴力を根絶する国家行動計画を設ける国は増えています。

こうした国が増えていることは、2003年の調査と比べるとわかります。それでもなお、女性に対する暴力は依然として高い比率で行われています。法律の施行にさらなる焦点を向ける必要があることは明らかです。

## 性的暴力

女性は他の誰よりも親密なパートナーから暴力を受けるリスクが高いのですが、パートナー以外の人から性的暴力を受ける例も多いのです。パートナー以外の男性から受ける性的暴力の頻度を推定するのが難しいのは、性的暴力は女性やその家族にとって深い恥辱となる問題で、表に出されない例が多いからです。

推定では、世界で5人に1人の女性がレイプの被害を受ける可能性があるとされています。たとえば、ジュネーブの1,200人の9年生女子について調べた結果、20%が肉体的な性的虐待を受けた経験があることが明らかになりました。2005年にWHOが多数の国について行った調査でも、ペルー、サモア、タンザニアでは、15歳以後パートナー以外の男性から性的暴力を受けた女子が10~12%いることがわかり、そのほかの調査でも、カナダでは11.6%、ニュージーランドやオーストラリアでは10~20%の女性がさまざまな形の性的暴力を受けたことがわかりました。

## 有害な伝統的慣習

有害な慣習は、特定の地域・社会において長年にわたり、受け入れられた文化的な慣行と見なされてきた女性に対して行われている暴力の一形態です。その中には、女性の性器切除（FGM）、持参金殺人、いわゆる“名誉殺人”、早期結婚などがあり、それによって、毎年、数百万人の女性が死亡したり、障害者となったり、肉体的、精神的な傷を負ったりしています。

## 女性の性器切除（FGM）

FGMは女性や女兒に対して行われる、深く根付いた伝統に基づく切除手術です。成人の儀式として行われ、女性の純潔さを保障する方法として正当化される場合が多いのです。今日、主としてアフリカや中東諸国の女性や女兒、1億3,000万人以上がFGMを受けるとされています。アジアでも、インド、インドネシア、マレーシア、スリランカなどでFGMのケースが報告されており、中南米諸国の先住民グループやヨーロッパ、北米、オーストラリアの移民社会の間でもFGMが行われていると考えられています。

1980年代末以来、FGMに対する反対の声が高まり、この慣習と闘う努力が進められてきました。国連事務総長による調査によると、2006年4月現在、FGMが行われていたアフリカ28カ国のうち15カ国がこの慣習を犯罪として刑法で取り締まるようになりました。アジアとアラビア半島諸国で、特定のグループ内でFGMが行われていた9カ国のうち、2カ国がこの慣習

を法律で禁止したほか、世界のほかの地域の 10 カ国がこれを処罰する法律を施行しています。

### 持参金殺人

持参金殺人は、家族が娘の持参金の要求に応じられないために、その娘が夫や嫁ぎ先の人たちに殺されるという、野蛮な慣習です。持参金が家族の年収を超える額に達する例も稀ではありません。

持参金という慣習のある文化は世界各地に見られますが、持参金殺人が起きるのは南アジアが圧倒的に多いのです。インドの公式の犯罪統計によれば、2002 年に 6,822 人の女性がこうした暴力行為で殺されています。持参金の要求に応じられず、女性が焼き殺されたり、自殺に追いやられたりする例が多いことを示す調査結果も出ています。バングラデシュでは、持参金問題でもめて、酸をかけられるケースが多く、目がつぶれたり、顔を台無しにされたり、死に追いやられる結果となっています。2002 年には 315 人の女性や女兒がこうした被害を受け、2005 年にも、267 人の被害者が出ています。

### “名誉殺人”

レイプの被害者、婚前セックスを疑われた女性、姦淫を犯した女性が、女性の純潔が侵されたことを一族の名誉を傷つけたものと見なされて、親類縁者に殺されるという例が多く、多くの社会で見られます。国連人口基金では、世界の“名誉殺人”による被害女性は 5,000 人に上ると推定しています。

2002 年国連女性に対する暴力に関する特別ラポルチュールの報告によれば、“名誉殺人”はパキスタン、トルコ、ヨルダン、シリア、エジプト、レバノン、イラン、イエメン、モロッコ、その他の地中海・湾岸諸国で発生しており、ドイツ、フランス、イギリスの移民社会でも見られると言います。イスラム社会で発生率が高いだけでなく、たとえば、ブラジルでは、妻が姦淫を犯した場合夫の名誉を守るために、この種の殺人が正当化されています。

### 早期結婚

早期結婚の慣習は特にアフリカや南アジアを中心に世界各地で見られます。これが一種の性的暴力であるのは、幼い少女が無理やり結婚させられて性的関係を強いられ、健康を害され、HIV/エイズへの感染のリスクを高め、学校へ通うチャンスも制限されることになるからです。

2006 年の国連女性に対する暴力に関する特別ラポルチュールの報告によれば、アフガニスタンの女兒の 57%が 16 歳以前に結婚していると推定されています。こうした早期結婚では経済的理由が重要な役割を果たしており、「花嫁代金」という慣習によって、女兒は金銭や商品と交換できる資産となり、負債を抱えた家族が幼い娘を結婚させて代金をもらう、という例が多いのです。

### 女性や女兒の人身売買

人身売買は、ゆすり、強要、脅しなどによって、人を徴用して、強制労働や隷属の状態に追いやることです。人身売買された人は、売春、家事労働、農業、服飾業、街頭での物乞いなどに追い

やられます。

正確な数字はなかなか出てきませんが、人身売買される人の数は年間、50 万から 200 万人に上ると推定されています。成人男女、男女児ともに人身売買の被害者になりますが、その大半は女性です。様々な形のジェンダーに基づく差別によって、女性や女兒が貧困の影響を受けやすくなっており、その結果、仕事や教育のチャンスを与えるという偽りの約束で女性をつろうとする業者の標的にされるリスクが高くなっているのです。

## HIV/エイズと暴力

女性が安全なセックスの交渉ができず、望まないセックスを拒否できないことが HIV/エイズの罹患率の多さと密接に関係しています。望まないセックスの結果、擦過傷や出血を起こすリスクが高まり、ウィルスの感染への道を開くことになるのです。2001 年にタンザニアで行われた調査によると、HIV/陽性の女性はパートナーによる性的暴力を受けた度合いがそうでない女性の 2,5 倍も多いことがわかりました。若い女性は若い男性に比べて HIV/エイズについての知識がかなり低いことがわかっており、バングラデシュでは 5 人に 1 人の既婚女性が HIV/エイズのことを聞いたことがなく、スーダンでは、HIV の感染を防ぐことのできるコンドームの使用の知識のある女性は 5%しかいません。こうした知識と力の欠如が女性の感染防止を妨げているのです。

暴力は HIV/エイズの結果でもあります。多くの女性は、暴力への恐れから自身の感染を告げ、助けや治療を求めることができないでいます。感染がわかった女性は家を追い出され、見捨てられ、家族や地域から村八分にされ、激しい心身の虐待に追いやられます。

若い女性は特にセックスを強要される結果、HIV/エイズ感染者が増えています。世界の新たな HIV 感染者の半数以上が 15~24 歳の年齢層で、その 60%が女性です。

## 武力紛争下における女性への犯罪

今日の武力紛争の犠牲者は兵士よりも民間人の方がはるかに多いのです。最近の紛争の死傷者の 70%が非戦闘員で、その大半が女性と子どもです。女性の体は恐怖と戦争の武器として利用する者たちの戦場の一部となり、女性はレイプや拉致や辱めを受け、むりやり妊娠させられたり、性的な虐待を受ける結果となっているのです。武力紛争中や紛争後における女性に対する暴力は、アフガニスタン、ブルンジ、チャド、コロンビア、コートジボアール、コンゴ民主共和国、リベリア、ペルー、ルワンダ、チェチェン、ダルフル、スーダン、北部ウガンダ、旧ユーゴスラビアなど、あらゆる紛争地域で報告されています。

紛争中や紛争後の暴力被害者の保護や支援はとて十分とは言えません。社会的サービス、保護、法律的な救済策、医療、避難所へのアクセスは、数々の NGO の努力にもかかわらず限られたものでしかありません。女性、平和、安全保障に関する国連安保理決議 1325 号は女性の平和構築と安全保障問題への平等な参加を求めています。決議から 7 年を経た現在、戦時における女性に対する暴力の防止、調査、報告、糾弾、救済を行うメカニズムの強化をはかるために、また、平和構築に際して女性の声を聞き届けさせるために、更なる努力が必要とされています。